

蒲郡市監査公表第 8 号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和8年2月26日

蒲郡市監査委員	尾 崎 隆 久
同	壁 谷 勇 司
同	大 須 賀 林

(様式)

措置の通知書 (市民病院)

監査期間 令和7年11月17日から
令和8年 1月13日まで

令和7年度蒲監第66-2号関係分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>〔 改善事項 〕</p> <p>1 契約書原本に契約日及び公印の押印がないものが見受けられたので、契約行為にあたっては細心の注意を払い、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>2 支出負担行為決議及び支出調書において、決裁権者等の決裁がないものが見受けられたので、決裁規程及び会計事務の手引に基づき適正な事務処理に努められたい。</p> <p>3 収入印紙税額が誤っているもの、また貼付されていないものが見受けられたので、事務の執行にあたっては、印紙税法を遵守し適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>1 契約書作成後の確認作業を徹底するよう改めて周知しました。</p> <p>2 起案者、起案者以外の者ともに決裁区分が適当であるか、押印漏れがないかを回議時にしっかり確認すること、また、代決した事項については、速やかに当該事務の決裁権者の後閲を受けなければならないことを改めて周知しました。</p> <p>3 業者等から提出される契約書についても、しっかりと内容を確認するよう改めて周知しました。</p>